

市の機関

市の機関は、意見提出手続にあたって、①計画等の案及び当該案に関する資料、②意見の提出先、提出方法及び提出期間、③提出された意見についての検討後の公表予定時期、④その他、市の機関が必要と認める事項を公表します。

市民等

市民等は、下記に定める事項、方法により市の機関に提出します。

市の機関

市の機関は、提出された意見についての検討後、①計画等の案及び当該案に関する資料、②提出された意見に対する市の機関の考え方、③計画等の案を修正した場合はその内容、④その他、市の機関が必要と認める事項

<意見提出にあたり明らかにする事項>

		明らかにする事項	備考
①		計画等の案の名称	
②		計画等の案に対する意見及びその理由	
③	ア	住所及び氏名	(市内に住所を有する方)
	イ	個人：住所及び氏名、事務所等の名称及び所在地	(市内に事務所等を有する個人及び法人その他団体)
		法人その他団体：事務所等の名称、所在地及び代表者の氏名	
	ウ	住所及び氏名、事務所等の名称及び所在地	(市内の事務所等に勤務する方)
	エ	住所及び氏名、学校の名称及び所在地	(市内の学校に在学する方)
	オ	個人：住所及び氏名、利害関係を有する事項	(計画等の案に利害関係を有する方等)
法人その他団体：事務所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項			

<意見提出にあたり採用する方法>

①持参、②郵送、③ファクシミリ、④電子メール、⑤その他、市の機関が適当と認める方法